平成 24 年 11 月 12 日

回答書

■■■■■殿

ご相談の要旨

1　平成 22 年 9 月より熱海市にて生活保護を受給し現在に至っている。
2　生活保護を受けるに至った理由は下記の通りとのこと。
　(1)　右下肢全廃の身体障害が悪化し仕事ができなくなった。
　(2)　それまで熱海市内で、■■■■■■■■■■上記(1)の理由で店が休みがちになったため集客不能となり、借金経営がかさみ事実上の倒産(閉店)をし収入がなくなった。
3　上記 1、2 により、生活保護を受給し右下肢全廃の痛みと歩行困難を治癒改善するため、役所の指示に従って通院加療をしている。
4　平成 22 年 9 月よりの 2 年間の通院加療で、右下肢全廃の身体障害は全く改善されるどころかむしろ悪化の一途をたどっており、歩行も困難になっている。
5　上記 4 の状態のおり、平成 24 年 11 月 8 日/木、熱海市職員の加藤久晴なるものが自宅にきて、「貴方は歩いて病院に通っている、つまり歩ける状態なので仕事に就いてほしい。求職活動を頻繁にするように！」と言って別紙の「求職活動状況･収入申告書」等他を 12 枚置いていった。
6　その帰り際、更に「求職活動をきちんとして役所まで結果書類を持参し報告して下さい。それをしないと『保護打ち切り』の処置もある、云々」と言って帰った。
7　右下肢全廃の身体障害はむしろ悪化し、痛みもひどくなっていて、歩行困難が進行しており、求職活動が困難であるのに、求職活動をしなければ、『保護打ち切り』になってしまうのですか！？。

ご相談に対する回答の趣旨

1　貴方(■■■■■以下貴方)は、「求職活動」の必要はありません。
2　貴方は一日も早く「右下肢全廃」の改善手術を求めるべきです。
3　貴方は真面目に通院し、加療乃至手術による「右下肢全廃」の改善に専念すべきです。

ご相談に対する回答の理由

1　貴方は平成 22 年 9 月より『生活保護』を受給し現在に至っております。
2　『生活保護』とは「生活保護法」による審査の結果、生活保護費を支給しなければならないと認められた「被保護者」(生活保護受給者)に対する権利義務です。
3　「被保護者」(生活保護受給者)の権利
　(1)　不利益変更の禁止(第 56 条)
　　正当な理由がない限り、既に決定された保護を不利益に変更されることはない。
　(2)　公課禁止(第 57 条)
　　支給された保護金品を標準として租税やその他の公課を課せられることはない。
　(3)　差押禁止(第 58 条)
　　被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。

ご相談に対する回答の結論

● 貴方はこの文書を、役所からの書類に署名して、同封し、役所に送付して下さい。
役所には貴方を保護する義務があるのです。もし役所が「求職活動」を強要するのであれば、強要罪、職権濫用罪、保護責任者遺棄罪等の犯罪嫌疑が生じます。
我が国の「生活保護」は、公務員の高額給与に比してあまりにも貧弱です。
貴方は、『保護打ち切り』(不利益変更)の脅しに屈せず、治療に専念して下さい。
● 尚、役所が不誠実な対応をした場合、すぐ当方にご連絡下さい。法的に善処します。